



受動喫煙を吸わない人への思い

8割以上がたばこを吸わない日本でも、喫煙する人の煙を吸い込むことで深刻な被害を受けてしまうことがあります。昨年7月に改正された健康増進法では施設ごとに決められた対策をとるよう、新たなルールが設けられました。公共施設などは今年の夏、そのほかの施設は2020年4月1日に施行が予定されています。

自分が吸っていなくても健康に大きな影響が出るのが

受動喫煙とは、人が吸っているたばこの煙を周りの人も吸ってしまうことです。自分が直接喫煙しているわけではありませんが、健康に大きな影響が出る場合があります。肺がん・脳卒中・心臓病などのリスクを高め、年間1万5,000人が亡くなっていると言われています。子どもや妊婦に対する影響も深刻です。

喫煙者が直接吸いこむ煙は主流煙と呼ばれ、火のついたたばこの先から立ち上る煙は副流煙と呼ばれています。フィルターを通して体内に入る主流煙より、副流煙の方が一酸化炭素・ニコチン・タールなどの有害物質や発がん物質の濃度が高くなっています。

受動喫煙の多い場所は、飲食店、遊技場、職場などで、ほとんどが屋内で煙が充満しやすく、影響が大きくなっています。

家族に子どもがいる場合には、特に注意が必要です。発達途中の子どもの方が、健康への影響が大きいからです。アレルギーやぜんそくなどの病気や乳幼児突然死症候群のリスクが高くなってしまいます。

有害物質は周囲に付着隙間からも入ってきます

たばこを吸っている人は、臭いでお知らせすることもありますが、煙はすぐに消えずに周囲に付着するからです。副流煙は意外な形で吸い込んでしまうことがあるので注意が必要です。

たとえば、有害物質などは、喫煙者の髪や衣服、室内の壁、カーペットやカーテンの表面について残ります。家族で喫煙する人がいると、部屋の壁や車の中が汚れるのはそのためです。それが後になって空気中に舞うことで、気管

支ぜんそくの発作の原因になることがあります。これは、残留受動喫煙（サード・ハンド・スモーク）と呼ばれています。

では、ベランダなら部屋の外なので大丈夫かという、そんなことはありません。煙の粒子はとても細かいので、戸を閉めていてもサッシやドアの隙間から家の中に入ってきます。マンションなどの集合住宅では、周囲とのトラブルになることもあります。

目に見えない化学物質によるたばこの害は分煙では防ぎきれないのです。

法改正で屋内は原則禁煙に

このような状況を改善するために、健康増進法が一部改正され、段階的に受動喫煙対策が進められることになりました。

今までは、喫煙できる場所があいまいだったために、煙が流れ込んでしまったり、吸いこんでしまったりすることがありました。改正後は、たばこが吸える場所を分かりやすく表示することが義務付けられ、きちんと分けられるようになります。

多くの人が利用する学校、病院、児童福祉施設、公共施設などでは、敷地内も禁煙になります。事務所や飲食店などでは、原則として屋内では禁煙です。ただし、煙の流出防止対策がされた喫煙専用の部屋がある場合には喫煙できます。

影響を受けやすい子どもへの配慮としては、喫煙できる場所には20歳未満の人は入ることができないように対策が取られます。

そのため、子どもが喫煙場所に近づかないように、教えてあげることも必要です。

2020年4月1日には全ての屋内が原則禁煙になります

学校や病院など

2019.7.1から施行

敷地内禁煙

オフィスや飲食店

屋内禁煙

既にある小規模の飲食店

CAFE

NG

or

食堂

OK

禁煙か喫煙可能か、お店の判断による。

喫煙可能なら基本的に20歳未満は入れない

ただし、

立入禁止

喫煙専用室があれば吸える。

専用室には20歳未満は入れない

広告

広告